

## 実施要領 8 参考資料 (7) 設備及び運営の基準

○長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 25 日長野市規則第 11 号

長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野市条例第 45 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(設備)

**第 3 条** 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める要件は、次のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第 11 条第 3 項の規定により規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、1 人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2 人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。

エ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(2) 静養室 次に定める基準

- ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
  - イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - ウ ア及びイに定めるもののほか、前号イ、エ及びオに定めるところによること。
  - (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
  - (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
  - (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
  - (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
  - (7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 3 前項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備等の基準は、次に定める基準とする。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (職員)

**第4条** 条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める員数は、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上とする。

2 条例第12条第1項第4号に規定する規則で定める員数は、1人とする。

3 条例第12条第2項の規定により規則で定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 支援員 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第55号）第178条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第59号）第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第56号）第158条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上
- (5) 看護職員 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

4 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項及び第8項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 支援員 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上

(3) 看護職員 次に定める員数

ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上

イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

5 第1項、第3項及び前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

6 第3項、第4項、第8項、第9項及び第11項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

7 第3項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

8 条例第12条第1項第3号の主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、盲養護老人ホーム等以外の養護老人ホームの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）にあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

9 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第3項第3号又は第4項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を

減じた数とすることができる。

10 条例第 12 条第 1 項第 4 号の主任支援員は、常勤の者でなければならない。

11 第 3 項第 5 号又は第 4 項第 3 号の看護職員のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第 3 項第 5 号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例第 195 条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例第 177 条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1 以上とする。

12 夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

13 条例第 12 条第 3 項に規定する規則で定める養護老人ホームは、サテライト型養護老人ホームとする。

14 前項のサテライト型養護老人ホームの医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

15 第 13 項のサテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院（病床数 100 以上の病院に限る。） 栄養士又は管理栄養士

(5) 診療所 事務員その他の従業者

（生活相談員の責務の特例）

**第 5 条** 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにあっては、条例第 12 条第 1 項第 3 号に規定する生活相談員を置いていない場合にあっては、主任支援員が条例第 21 条第 1 項及び第 2 項に掲げる業務を行うものとする。

（衛生管理等）

**第 6 条** 条例第 23 条第 2 項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を

検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

**第7条** 条例第28条第1項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（書面に代わるもの）

**第8条** 条例第30条に規定する規則で定めるものは、同条に規定する書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とする。

（補則）

**第9条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年4月1日前から引き続き存する養護老人ホームにおける第3条第2項第1号アの規定の適用については、同号ア中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とする」とあるのは、当該養護老人ホームが昭和62年3月9日前から引き続き存する場合にあっては「原則として4人以下とすること」と、同月9日以後の日から引き続き存する場合にあっては「原則として2人以下とすること」とする。

3 平成 18 年 4 月 1 日前から引き続き存する養護老人ホームにおける第 3 条第 2 項第 1 号ウの規定の適用については、同号ウ中「10.65 平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、3.3 平方メートル」とする。

**附 則**（平成 27 年 5 月 29 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 30 年 9 月 28 日規則第 31 号）

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 3 年 3 月 31 日規則第 18 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 1 条中長野市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 9 条に 1 号を加える改正規定、第 2 条中長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 7 条に 1 号を加える改正規定、第 3 条中長野市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 6 条に 1 号を加える改正規定、第 8 条中長野市指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則第 10 条に 1 号を加える改正規定、第 9 条中長野市介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第 12 条に 1 号を加える改正規定、第 10 条中長野市介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第 12 条に 1 号を加える改正規定及び第 11 条中長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則第 45 条に 1 号を加える改正規定 令和 3 年 10 月 1 日

（2）第 1 条中長野市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 8 条第 3 号の改正規定、第 2 条中長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 6 条第 3 号の改正規定、第 3 条中長野市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 5 条第 3 号の改正規定、第 8 条中長野市指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則第 9 条第 3 号の改正規定、第 9 条中長野市介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第 11 条第 3 号の改正規定、第 10 条中長野市介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則第 11 条第 3 号の改正規定及び第 11 条中長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則第 44 条第 3 号の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日

**附 則**（令和 6 年 3 月 26 日規則第 14 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

**附 則**（令和 7 年 3 月 31 日規則第 6 号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

一般入所者の数	支援員の数
20 以下	4
21 以上 30 以下	5
31 以上 40 以下	6
41 以上 50 以下	7
51 以上 60 以下	8
61 以上 70 以下	10
71 以上 80 以下	11
81 以上 90 以下	12
91 以上 100 以下	14
101 以上 110 以下	14
111 以上 120 以下	16
121 以上 130 以下	18
131 以上	18 に、入所者の数が 131 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数